

平成23年第3回美祢市議会定例会会議録(その6)

平成23年10月21日(金曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	5番	萬 代 泰 生
6番	三 好 睦 子	7番	山 中 佳 子
8番	岩 本 明 央	9番	下 井 克 己
10番	河 本 芳 久	11番	西 岡 晃
12番	荒 山 光 広	13番	柴 崎 修一郎
14番	田 邊 諄 祐	15番	山 本 昌 二
17番	原 田 茂	18番	村 上 健 二
19番	河 村 淳	20番	大 中 宏
21番	南 口 彰 夫	22番	安 富 法 明
23番	徳 並 伍 朗	24番	竹 岡 昌 治
25番	布 施 文 子	26番	秋 山 哲 朗

2.欠席議員 1名

4番 高 木 法 生

3.欠 員 1名

4.出席した事務局職員

議会事務局長 重 村 暢 之  
議会事務局 岡 崎 基 代  
主 査

議会事務局 岩 崎 敏 行  
主 査

5.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波 佐 間 敏	総合政策部長	田 辺 剛
市民福祉部長	金 子 彰	病院事業局長	藤 澤 和 昭
建設経済部長	伊 藤 康 文	管理部長	福 田 和 司
上下水道事業局長	久 保 毅	総合観光部長	倉 重 郁 二
総務部長	奥 田 源 良	総務部次長	篠 田 洋 司
財政課長	杉 原 功 一	総合政策部長	白 井 栄 次
市民福祉部長		総務部次長	
市民課長		総合政策部長	
		市民福祉部長	
		高齢福祉課長	

市民福祉部 地域福祉課長	佐々木 彰 宣	総合観光部 観光総務課長	大野 義 昭
教 育 長	永 富 康 文	教育委員 事務局局長	山 田 悦 子
消 防 長	坂 田 文 和	会計管理者	古 屋 勝 美
美 東 総 合 長 支 所	藤 井 勝 巳	秋 芳 総 合 長 支 所	杉 本 伊 佐 雄
代表監査委員	三 好 輝 廣	監 査 委 員 長 事務局	西 山 宏 史
建設経済部 次長	秋 枝 秀 稔	建設経済部 建設課長	西 田 良 平
建設課長	前 野 兼 治	建設課長 事務局次長	石 田 淳 司
上下水道事業局 管理業務課長	三 戸 昌 子	消防本部次長	田 畑 龍 男

## 6. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 16 号 平成 22 年度美祢市一般会計決算の認定について
- 日程第 3 議案第 17 号 平成 22 年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算  
の認定について
- 日程第 4 議案第 18 号 平成 22 年度美祢市観光事業特別会計決算の認定に  
ついて
- 日程第 5 議案第 19 号 平成 22 年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認  
定について
- 日程第 6 議案第 20 号 平成 22 年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算  
の認定について
- 日程第 7 議案第 21 号 平成 22 年度美祢市老人保健医療事業特別会計決算  
の認定について
- 日程第 8 議案第 22 号 平成 22 年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算  
の認定について
- 日程第 9 議案第 23 号 平成 22 年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認  
定について
- 日程第 10 議案第 24 号 平成 22 年度美祢市簡易水道事業特別会計決算の認  
定について
- 日程第 11 議案第 25 号 平成 22 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決  
算の認定について
- 日程第 12 議案第 27 号 平成 23 年度美祢市一般会計補正予算（第 8 号）

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

この際、村田市長より発言の申し出がありましたので、発言を許可します。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） おはようございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、この場をお借りをいたしまして、1件喜ばしい御報告をさせていただきますと思います。

かねてより、美祢市に進出をしていただくよう私のほうから強く要請をいたしまして、また調整をしておりました、大阪に本社がございます金属加工メーカートーフレ株式会社様に、このほど本美祢市への進出を御決断いただきましたことを、御報告をいたしたいと思います。

進出をしていただくトーフレ株式会社の概要につきましては、昭和34年に創業されまして、現在の資本金が9,800万円、従業員230名、金属製フレキシブルチューブの総合メーカーということで、国内を始め中国でも事業展開をされておる企業でございます。

トーフレ株式会社様は、技術的に不可能とされておりましたステンレス製のフレキシブルチューブの製作に成功するなど、最先端の技術開発を担っておられまして、製造されるこのフレキシブルチューブ製品は、宇宙衛星、それから新幹線の部品、また原子力応用機器の一部など、大規模なものから水道管、それからガス管といった身近なものまで、幅広く使用、利用されているということでございます。

今後の計画といたしまして、建設予定地の美祢工業団地内でございます土地約3万平方メートルは、既に取得をいただきました。そして、操業時には1万3,000平方メートルを超える工場、また研究棟を建設をされまして、最終的には2万平方メートル、坪に直しますと6,000坪にも及ぶ規模の工場になる予定となっております。

これは、国内にトーフレさんは4箇所工場があるわけでございますけれども、その中でも中心となる主力工場、マザー工場として稼働されるというふうにお伺いをしているところでございます。

さらに、従業員の雇用につきましても、操業時には他の工場や関連工場からの移

動で20名、新規の雇用が50名、合わせて70名でスタートをされまして、最終的には150名程度の雇用を確保していただく計画となっております。

つきましては、これに伴います本市並びにトーフレ株式会社との進出協定調印書を今月、すなわちこの10月26日、ですからきょうから言えば来週の水曜日、午前11時より、この美祢市役所内において行うことを併せて御報告をいたしたいというふうに思います。

なお、計画当初は来年中の操業開始を御検討されておられましたけれども、諸事情によりまして平成25年に工場建設の着手、平成26年春から操業開始と、今のところはなっておりますようでございます。

しかしながら、私といたしましては、本市の活性化と人口定住を進めるために、少しでも早く、前倒しでの工場建設及び操業開始をしていただきますよう、今後ともトーフレさんとお話をさせていただきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、新規に多くの雇用を創出いたしまして、これに伴います定住促進、そして市内の消費効果等、非常に大きく美祢市の活性化に寄与する企業の進出は、こういうふうな日本全体、また世界の経済情勢の中で非常にありがたいというふうに思っております。このことは、私はもとよりここにおられます議員の方々、市民の方こそってこの上ない喜びであるというふうに確信をしているところでございます。

以上、企業進出につきまして、私の御報告とさせていただきます。

議長（秋山哲朗君） これより会議に入ります。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

議会事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本日机上に配付してございますものは、議事日程表（第6号）、以上、1件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付をいたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。（発言する者あり）竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 議長のお許しをいただきましたんで、若干思いとありますが、意見とありますが、言わせていただきたいんですが、決算委員会の最終の日の

総括質疑がある日でございましたが、議決をされた日でもあるわけですが、私は監査委員ということで委員でありませんでしたので、内容は夜MYTで見させていただきました。そうした中で、2点だけどうしても気になる問題がありますので、発言の許可をお願いしたわけであります。

1点は、萬代議員さんの質問の中で端的に申し上げたら、職員の削減によって自殺した職員もある。あるいは、プレッシャーでうつ病、そういうふうなうつ病になったりというような発言があったんですね。御本人はそうした意味ではなかったかもしれませんが、私はそういうふうに聞き取れたので、もしこれが萬代議員さんのほうで不穏当な発言という御認識があれば、訂正発言をされてはいかがだろうかというふうに思います。

それから、2点目ですが、2点目は田邊議員さんの発言なんですけど、一つはちょっと問題のあるところが何箇所かあるわけですが、学校の耐震工事がむだ遣いだというお話があったんですね。

それから、大嶺中の工事についても、私は議会にそのとき欠席か何かわかりませんがおらんじゃったと。従って、むだ遣いだと。こういうふうな発言がございました。

それに対して委員長が制止をしたら、あなた方は違うかもしれないと。市の仕事をもらってある程度恩恵を受けているかもしれないけど、一般市民は受けておりませんので、うんぬんかんぬんということで、委員長に反論されました。

徳並委員長は、優しい人やからそのとき何も言われなかったんでしょが、私ならただじゃ済ませません。議会の中でそんな不覚的要素をもって議論をするというのは、僕はいかかなものだろうかと思います。ましてや、市長寄りの者には発言させて、俺らにはさせんのかとか、暴言を吐かれておられます。

ちょっと調べてみました、私もきのう。そしたら、田邊議員は21年11月30日、補正予算で学校の耐震のことについては出ておるわけですね。そのときも出席されております。さらに、22年3月9日の予算委員会にも出席されてるということで、田邊議員が何をもちて私はおらんやったけどとおっしゃったんか知りません。十分審議の段階で意見を言うこともできれば、場があったはずなんですね。議会では可決したにもかかわらず、そういう発言をされる。やはり私は議会としては秩序ある議論を進めていくべきだと、こういうふうに思っております。

その辺で、議長のお取り計らいをよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 今のこと、萬代議員。

5番（萬代泰生君） 只今御指摘がありましたけれども、私も竹岡議員さんが今話をされました趣旨でってということで話をしたんじゃないんですけれども、やはり私の発言の説明不足の点で、そういうふうに感じられたんじゃないかというふうに思いますので、その点につきましては、不穏当な発言であったかと思しますので、訂正させていただきます。

議長（秋山哲朗君） 萬代議員、今竹岡議員が言われた部分の発言の訂正ということでの認識でよろしいですか。

5番（萬代泰生君） はい。

議長（秋山哲朗君） 今、萬代議員において発言の訂正の申し出がございましたので、萬代議員の発言の訂正を許可いたしたいと思えます。

田邊議員。

14番（田邊諄祐君） 実は、きのうテレビで見られた方が私のところに言って来られましたけど、議会は一体なんだと、あの徳並委員長の暴言について、私のところに何人かの方が言うて来られました。

私は議会制民主主義の根本である反対意見も、やはり聞くのが当然だと思いますし、それから、今、竹岡議員が言われましたように、大嶺中学校に私は卒業式に何回か行って建物も見てます。私の家は昭和の初めに建てて90年ぐらいもうたちますが、家はぼろぼろで雨漏りがするし、それから、畳みにキノコが生えたのを、この二、三年前に美祿市の業者によりまして改修していただきました。正直なところ、家を建てれば、新しく新築すれば3,000万から4,000万ぐらいかかろうと思えますけれども、それを美祿市の業者に大変恵まれたか知りませんが、1,000万そこらで改修して、今は快適だし、かすがいも入れましたし、地震に対しても少なくとも1階の部分は安全に過ごせると思えますし、誰が見ても恥ずかしくないような普通の家になっていると思えます。

そういうことで、予算の使い方も23年から24年の間に十五、六億も学校の設備に投資をするというのは、それはいかななものかと、誰が何と言おうと思ってますし、市長は随分ひどいことを言われましたし、それから、徳並委員長の暴言も、

反対意見を阻止する暴言に対しても、私は誰が何と言おうと議会制民主主義っていうか、やっぱり反対意見を聞くのが議会であり、賛成意見はもちろんそうですけど、反対意見を言うのも議会であると思います。それがなかったら、私は議員になる資格ありませんし、これが今日の村田市政の私は根本だと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 田邊議員、議会のルールというのは、当然委員会においては委員長権限というのがあります。この本会議場においては、議長権限というのがあります。当然、その委員会、その議場にそぐわない発言のときには、その権限をもってとめることができるということです。ちょっと待ってください。南口議員。

21番（南口彰夫君） 先日、決算委員会に日本共産党の議員が2名もいながら、一番大事な議会活動のルールの問題なんですね、今議長が言われたように。ルールに反するような発言があったときには、今まで過去何度も動議発言で、その問題を、そうした発言を指摘してきたんですが、当日確かに萬代議員と田邊議員、萬代議員訂正されたんで、それで議事録も含めて修正されると思います。

田邊議員が言われた点で、耐震性の問題は少なくとも私が記憶しちよる範囲じゃあ、田邊議員も賛成されてるんですね。そのことを全く無視されるというのは、やっぱり議員としてはとるべき態度じゃない。

それからもう一つは、徳並委員長が公共事業、市の仕事を受けて恩恵を受けてると。私が少なくとも議員の在籍中、徳並議員が直接的に公共工事に参入した記憶は全くないんです。事実にはやっぱり反する発言は、やっぱり訂正すべきだと思います。

訂正されないなら、何らかの措置を議会としてはとらなければ、議会の品位と権威ですね。うそ八百を並べて発言してええんなら、私はこの次の美祢市22年度一般会計予算の認定についてと、これに反対する発言で弱ったなと、さっき市長がすごい格好よい冒頭でされたんで、この反対をする理屈を一生懸命考えたんですけど、うそとでたらめで並べて市民をごまかす発言をやってええんなら、よいよ気が楽にできますから、その辺をきちんと議長のほうで検討されて、対応されることが必要だろうと思います。

以上。

議長（秋山哲朗君） 田邊議員。

14番（田邊諄祐君） 今うそとでたらめと言われましたけど、合併問題のときコ



ンピュータの問題で物理的に云々という話がありまして、物理的にできないんだと言われましたけど、私は村田市長に聞いたんです。あれはうそだったと村田市長ははっきり言われました。そういうこともあるんですよ。

だから、私だけそういう追求をされるのはいかがなものかと思います。

それから、私は22年度の予算を賛成したと言われますけど、私は反対しております。それは議事録にあるかどうか知りませんが、そのために竹岡議員から私は予算に反対したので、中国に行くのを強引にやめさせられたのを覚えてますし、そういうことですので、それこそ八百ちゅうかな、じゃないかと思いますが、いかがでございますでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 田邊議員、よろしいでしょうか。田邊議員がいつも言われる。自分がいつも言おうとするのをとめられると。だから私は具合が悪くなったというふうにいつも言われますけども、発言をとめたことはありません。今でも自由闊達に言うておられると思います。

ただ、今決算特別委員会の委員長発言が、どなたが言われたかわかりませんが、委員長の暴言というふうな言葉を今言われました、本会議場でですね。これ一般市民も聞いておられますので、徳並委員長の名誉にもかかわりますので、ここで暫時休憩をして、会派代表者会議を開いて、その取り扱いについて審査したいと思います。よろしくお願いします。

暫時休憩します。

午前10時17分休憩

.....

午後 1時30分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、原田茂議員、村上健二議員を指名いたします。

田邊議員。

14番（田邊諄祐君） 先ほどの決算特別委員会において、市から恩恵を受けていると言った私の発言並びに一部の発言については、訂正をさせていただきます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 田邊議員、先ほどの決算特別委員会の報告じゃ、ちょっと時系列が違ふんじゃないかと思えますけども。ちょっとその辺をよく整理して発言していただきたいというふうに思います。

14番（田邊諄祐君） 本日のって言いませんでした。（発言する者あり）それでは、本日の一部の発言についても、訂正をさせていただきます。

以上。

議長（秋山哲朗君） よろしいでしょうか。（発言する者あり）田邊議員、わかりました。いいです。

よろしいですか。

日程第2、議案第16号平成22年度美祢市一般会計決算の認定についてから、日程第11、議案第25号平成22年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定についてまでを、会期規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

〔決算審査特別委員長 徳並伍朗君 登壇〕

決算審査特別委員長（徳並伍朗君） 只今より決算審査特別委員会の委員長報告を申し上げます。

先の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案10件につきまして、去る10月12日と13日及び17日の3日間にわたり、委員出席のもとで審査をいたしましたので、その審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

まず、本委員会では、付託されました10議案がそれぞれに関連がありますことから、10月12日には一般会計決算の審査を、また13日には全特別会計決算の審査を行いました。

各決算の概要や計数等については、既に各決算書、予算執行実績報告書及び監査委員による審査意見書等においても詳細に示されておりますことから、当委員長報告では割愛をさせていただきます。

17日は、採決の前に村田市長出席のもと、総括審議を行っておりますので、その審議内容につきまして要約して御報告を申し上げます。

委員より、厳しい財政状況の中で、医療費等に対応していくための財源の確保についてお伺いしたいとの問いに対し、市長より、地方自治体の財政状況は依然として非常に厳しいですが、合併後財政努力を進めてまいりました。平成22年度決算

におきましても、あらゆる財政的な数値は、合併直後に比べてよくなってきております。自主財源としての市税の確保についてですが、市税等のお金をいただく体制を整えていくことも肝要になってくると思いますとの答弁がありました。

さらに委員より、平成22年度の決算において、全国的に商工団体連合会が取り組んでいる家のリフォーム事業など、地元の中小企業の人たちと積極的に意見を聞きながら取り組んだ事業があるかお伺いしたいとの問いに対し、市長より、リフォーム事業に関するいろいろな意見も頂戴しております。来年度の事業に向けて予算編成をするよう指示しておりますとの答弁がありました。

さらに委員より、主要施策成果報告書へのラスパイレス指数の記載についてお伺いしたいとの問いに対し、市長より、報告書内の表は各自治体の財政的な状況がわかるように統一されているものを引用しています。参考資料としてラスパイレス指数を加えた表を作成することは不可能ではないと思いますとの答弁がありました。

さらに委員より、昨年は大規模な災害が発生したため、地方債が出たと思いますが、地方債の発行についてお伺いしたいとの問いに対し、市長より、大規模な災害がありましたけれども、美祢市の財政力は落ちていませんので、御心配いただく必要はありません。そして、美東・秋芳・美祢地域のバランスのよいインフラ整備をしていくことを考えております。インフラ整備をしたことは、そこにお住まいになる方々の効果につながっていきます。ある程度の借金はいたしますけれど、過度な借金はしませんとの答弁がありました。

さらに委員より、地域活性化は農業にあり、担い手の確保の施策についてお伺いしたいとの問いに対し、市長より、農業の担い手が不足しているのは間違いのない事実です。担い手が不足していることは、農業だけに特化して考えたらいけないと思います。若い人がいないと担い手はいませんから、若い人の住みやすい環境がないといけません。ですから、全体を考えて、いかにしてここに若い人に住んでもらって、後継者をつくっていくこととなります。議員さんもいろいろな形で提案をしていただきたいと思っておりますとの答弁がありました。

さらに委員より、近年、非常に職員の人事異動が早いと思いますし、職員削減の限界にきていると感じています。市長は今の職員体制をどのように考えておられるかお伺いしたいとの問いに対し、市長より、職員を減らしても行政サービスは落ちていけないと思っていますので、やはり職員の資質そのものを上げていく必要があ

と思っています。資質を上げるためにも、人事異動を行います。基本的に地方自治体の行政マンは、すべてのことを経験してできる能力を育てていくことが必要だと思っていますので、人事異動を行います。職員数もまだ多いと思っていますので、減らそうと考えておりますとの答弁がありました。

また、委員より、民家の裏山崩壊対策の小規模治山事業は県の補助事業で、県の補助がないとできません。事業の積み残しも多く、単独市費で対応できないかお伺いしたいとの問いに対し、市長より、裏山が崩壊し、ブルーシートをかけ長い年月をお待たせすることがあります。被災された方は非常に不安でありますので、財政的なものも考えた上で、早い段階でブルーシートをのけられることを考えていますとの答弁がありました。

3日間に渡る審議の後、10月17日に各議案の採決を行い、議案第16号平成22年度美祢市一般会計決算の認定について、議案第17号平成22年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第23号平成22年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第25号平成22年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定については、賛成多数により原案のとおり認定されました。

また、議案第18号平成22年度美祢市観光事業特別会計決算の認定について、議案第19号平成22年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認定について、議案第20号平成22年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算の認定について、議案第21号平成22年度美祢市老人保健医療事業特別会計決算の認定について、議案第22号平成22年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第24号平成22年度美祢市簡易水道事業特別会計決算の認定について、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定されました。

以上、本特別委員会に付託されました議案10件についての審査の結果についての委員長報告を終わります。

〔決算審査特別委員長 徳並伍朗君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 決算審査特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、決算審査特別委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、特別委員長の報告を終わります。

これより議案の討論、採決に入ります。日程第2、議案第16号平成22年度美祢市一般会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。南口議員。

21番（南口彰夫君） 平成22年度美祢市一般会計決算の認定について、日本共産党は反対の立場で意見を述べます。

この1年間の各22年度の実績を見ましても、村田市長の市政が（発言する者あり）すいません。決して市民の立場に立ち、命や暮らし、教育、福祉、これがこの1年間を振り返ってみても、より一層充実したという評価はしがたい点多々あるように感じられます。

じゃあ、具体的にどういうことかということになると、余りにも市の財政が小さく、しかしながら160億近い予算規模、こういった点を見て、じゃあ具体的に市税を上げていくための手立て、ただ単に滞納者の徴収をどうこうというんでなく、地域の経済効果、これに中小零細も含めてやっぱり活性化させていくという具体的な施策が実施されていないという点を指摘いたしまして、反対の意見とさせていただきます。

以上。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。安富議員。

22番（安富法明君） 反対意見、討論が出ましたので、賛成の立場で意見を申し上げます。

市長も総括質疑等でお答えになっておられますけれども、合併当初以来、当初の合併協議の中での合併後の財政計画は、基金を取り崩しながらの厳しい財政運営を予定をしておりました。

こういう中で、ことしは平成22年度の決算ということで、20年、21年、22年ともう3年間の実績が出てきたところでございます。その中で、22年度は192億5,000万の歳入総額。この中で基金の取り崩しもせずに、単年度収支が約1億円の黒字になっております。経常収支も86.9ですか、一貫して減少してきております。

このことからして、基金を取り崩さずに、起債もそれほど多くなっておりません。減少してきております。手堅い財政運営ということが言えると思います。そういうことで、大いに現時点では評価ができる内容だというふうに思っております。

ただ、どうしても美祢市、美祢市だけじゃないんですが、過疎地の自治体と申しますか、大きく地方交付税に頼る実態は変わりません。そういうことから申すと、財政力も、自主財源比率は26.幾らですか、3割もございません。そういうふうな中で、これからの財政運営も非常に厳しいものがあるかというふうに思うんですが、総括質疑の中でも、市長はまだまだ経常収支の比率は下げるよということをおっしゃられています。ということは、主に人件費とか、そういうふうな経常一般財源と申しますか、充当一般財源ですね、要するに経常経費を減らしていくよというふうなことをおっしゃられています。

それに対して委員からは、余り過度に職員を減らすことは、負担が大き過ぎるんじゃないかというような意見も出ておりました。しかし、現状を考えると、やはり市長の言われることのほうが私は正しいだろう。職員もそれぞれのエキスパートとして、何でもできるようにというようなことをおっしゃられました。そういうふうな職員像を求めながら、これからのなお一層厳しい堅実な財政運営を行っていきたいということを表明をされました。

そういうこと等々踏まえて、決算ですから、たとえ議会がこれを否決、認定しなかったとしても、効力には変わりはないわけですがけれども、十分に評価できるということをおっしゃって、賛成討論としたいというふうに思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第3、議案第17号平成22年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） 反対討論をいたします。

国保税の支払いが遅れている方に、短期証が発行されていますが、これは市役所の窓口に行って保険税を払わないとこの保険証がもらえないのです。その間は、保険証がなくて本当に困っておられます。

そして、資格証すらないという方にも会いました。こうしたお金がないことで命を差別するこの保険短期証、資格証を発行する制度に反対です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第4、議案第18号平成22年度美祢市観光事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第19号平成22年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第20号平成22年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第7、議案第21号平成22年度美祢市老人保健医療事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第8、議案第22号平成22年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第9、議案第23号平成22年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） 足腰が弱って家事ができない、買い物、通院もタクシーを利用しないと動けないという方がおられます。介護利用料も高く、少ない年金では介護が利用できないといった声があります。こうした内容の制度に反対です。

介護保険制度の充実を求めて意見といたします。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。岡山議員。

2番（岡山 隆君） 平成22年度のこの美祢市介護保険事業特別決算の認定でありますけれども、この介護保険料につきましては、長年この美祢市は月3,995円程度、県内を見ますと美祢市は低いところでずっと維持しております。しっかりと行政としては頑張っているなということは、よく理解しております。

ただ、介護保険における介護予防事業、これが毎年きちっと全額使われてはいないところがありまして、それが基金とかに、事業の基金に回っておりますけれども、どうかより要支援1、2、要介護の方等ですね、さらに予防に対しての経費をしっかりとさらに入れて、そして介護保険事業を4,000円程度で保険料が維持していただけるように、その辺のこともお願いを申し上げまして、賛成といたします。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第10、議案第24号平成22年度美祢市簡易水道事業特別会計決算の認定

についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第11、議案第25号平成22年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） 後期高齢者医療保険制度のこの保険料は、2年ごとに見直されています。後期高齢者の人口の増や医療費の給付費の増に応じて、この保険料が変動があるという制度になっています。民主党政権がこの制度の廃止を先送りにしたために、この22年4月からこの制度の導入がされています。高齢者いじめのこの制度に反対です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 日本共産党は、先ほど三好議員が述べたように、国民健康保険税、さらに介護保険事業、後期高齢者医療事業、この三つに反対をいたしました。

ただ、誤解がないように補足発言をしておきたいんですが、国民健康保険も含めて税の一部なんです。その税を払わないことが、良いという立場じゃないんです。基本的には、国保料であろうが、税は等しくかけられているわけですから、納めなければならないということを前提に、必要であれば私たちはその徴収も含めて、市の税の納入に協力をしてきています。

ただ、例えば国民健康保険税一つとって見ても、先ほど一般会計のところでも反対を述べたように、例えばそこのこの美祢市の幾つかある商店街を見ても、ほとんど新たな店を開くというよりも、閉鎖していく店のほうが多いんですね。国民健康保険に加入されている方々は、大体、商店かそれとも農家か、その中に課税される国

保料もそうなんですが、課税されるのに資産割というのがあるんですね。

昔ながら2階で住みながら、下で店屋をやっていたと。しかしながら、既にもう店を開いても実際に商売にならないという状態で、しかしながら昔ながらの土地の評価も含めて、建物もほとんどもう解体をしたほうがいいんじゃないかという危険家屋にまで含めて、資産割は課税をしているんです。その課税に基づいて当然国保の負担料がかかってくる。

しかしながら、商売をやりたくてもやれない。しかし、このお金を稼ぐこともできない。そういう商店や農家もあるわけですね。しかし、それに対しては先ほど述べたように、等しく課税がなされていると。納めたくても納められないという現状がたくさん市内の中で放置されたままなんです。

そうした中小や零細、農家も含めてなんですが、こういう人たちがどう等しく税を納めることができるのかと。納めることができるようにするためには何が必要なのかといった、そういう措置が具体的になされていないということで、この国保も含めて、日本共産党はそういったところの手立てを積み重ねていくべきだということを中心として、反対の意見としているわけです。どうか御理解を願いたいと思います。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

この際、暫時休憩をいたします。この間に、議会運営委員会の開催をお願いいたします。

午後2時00分休憩

.....

午後2時22分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

議会議務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

只今机上に配付いたしましたものは、議事日程表（第6号の1）、議案付託表、以上2件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） お諮りいたします。日程第12を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、日程第12を日程に追加することに決しました。

日程第12、議案第27号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日追加提案をいたしました議案1件について御説明申し上げます。

議案第27号は、美祢市一般会計補正予算（第8号）についてであります。このたびの補正は、当面必要とする経費について補正するものであります。

補正予算の内容を申しますと、歳出では総務費におきまして委託料を81万7,000円計上しております。これは、去る9月12日の本会議において御説明をいたしました配食サービスに関する訴訟のうち、委託料の過払い事件につきまして、広島高等裁判所に控訴したことから、これに伴う弁護士委託料を補正するものであります。

消防費におきましては、県消防団員等補償組合負担金を2,280万円計上しております。消防団員の公務災害補償金は、全国の市町村がその一部を負担することで賄われているところでありますが、さきの東日本大震災により、被災地において消防団員253名の方々が消防活動中に殉職や行方不明となられておられます。

従いまして、このたびの大震災により、殉職された方々の災害補償金の財源を確保するため、本年8月10日に施行された消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令により、各市町村の消防団員1名当たり

1,900円の負担金を平成23年度に限り、2万4,700円に改定されたことによるものであります。

歳入につきましては、地方交付税を歳出補正額と同額の2,361万7,000円計上しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に今回の歳入歳出補正額2,361万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ171億7,268万7,000円とするものであります。

以上、追加提出いたしました議案1件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

日程第12、議案第27号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第8号）の質疑を行います。質疑はありませんか。河本議員。

10番（河本芳久君） それでは、只今市長から委託料の過払い事件に係る、この広島高等裁判所に控訴したこの裁判に係る経費として、81万7,000円の補正を組むと。既に23年度の一般会計のいわゆる予算、総務費の中に訴訟に係る弁護士委託料100万円というのが、既に計上されておる。これとの関わりはどうなってるか、その辺をひとつ御説明願いたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 倉重総務部次長。

総務部次長（倉重郁二君） それでは、只今の河本議員の御質問にお答えいたします。

今回、配食サービスに係ります訴訟に係ります経費といたしましては、食器の目的外使用に関する訴訟につきましては、判決が確定いたしましたということで、これに係ります報酬及び旅費、日当の実費といたしまして34万円。

次に配食サービス事業の過払いに関する事件につきましては、先ほど申し上げましたように、広島高等裁判所に控訴いたしておりますので、これに係ります経費といたしまして、着手金といたしまして126万円、それと印紙や旅費、日当等の実費見込額といたしまして、21万7,000円であります。

これを合計いたしますと、総額181万7,000円となりますが、先ほど議員も申されましたように、当初予算で100万円予算措置がございますので、差し引きますと今回の補正額81万7,000円となるわけでございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 河本議員。

10番（河本芳久君） 内容はわかりました。そこでお尋ねしたいんですが、一審では美祢市は被告として裁判を争ってこられた。その結果、判決に不服であるから、判決を承諾しがたい。こういうことで広島高等裁判所へ控訴したと。そうすると、今度は市が原告で、そして一審の裁判を起こされた市民が、その方が被告となり、これから裁判が続けられると思うんですが、そのとき市長は、私の責任においてこの控訴したと、こう言っておられるが、私はちょっと違うんじゃないかと。

なぜならば、美祢市が訴えられ、その代表者はあくまでも市長であるが、私の責任ということになれば、予算は専決処分としてあとこれだけかかったらと言われて、既に100万円は当初から計上されておったから、それで処理する方法もあるんではなからうか。

しかし、市長は今補正を組まれたということになれば、美祢市がやはり原告としてこの裁判を引き受け、争っていくということになれば、やはり市が勝ってもらわんにゃならん。そのためには、当然この補正で争いがこれからはなされると思いますが、市長の最初の一般質問におけるこれからの対応については、市長みずからの責任と言われたけど、みずからの責任ではあっても、やはり美祢市民の代表として市長がこの裁判を争っていければ、当然この予算を議会にかけられる。そうすると、ちょっと矛盾するじゃないかと。

なぜならば、あくまでも美祢市を代表する市長がこの裁判を争っていけば、我々議会もこれ当然その予算を認めざるを得ない。認める以上は、ぜひとも勝訴してほしい。万が一美祢市が訴えたことが通らなかつた、いわゆる敗訴したら、これは責任は重大だろうと思います。そういう意味で、私はこの計上された予算に対して反対というわけじゃないけれども、9月議会における市長の説明と、今回の補正について十分整合性の問題で理解に苦しむので、この点市長、御答弁願いたい。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 河本議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

ぜひ美祢市は勝訴してもらいたいということをおっしゃいましたけれども、非常に言葉のあやにこだわっておられるなというふうに思いました。

さきの一般質問で、市長の責任において控訴すると申し上げたのは、当然だろうと思います。私は美祢市の長でありますから、美祢市の長としてその責任において控訴をするということに何の矛盾があるか、お答え願えますか。

議長（秋山哲朗君） 河本議員。

10番（河本芳久君） 反論権というか、市長も当然そういうこの重要な案件については、発言者に対して反論される。それは当然なことと思いますが、市長は河村議員の質問において、議会中において控訴は議会に一言説明があってもしかるべきではないかと、こういう発言でありました。

それに対して市長は、いや、私の責任において一々議会に諮ってやるべきものではない。私の責任においてと、こう発言されたので、今の発言をしたわけです。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 言葉というのは、遊ぶ気になればいくらでも遊べますけれども、いいですか、先日河村議員の質問にお答えをいたしましたのは、一々議員に個人的に説明する必要はないじゃないかと、私は申し上げたんです。私が行政的にもものを行うときに、今おられる議員の方々それぞれに個別に、私はこうしたいからということをしていってしまいますと、談合が起こりますよということを申し上げたんです。

市が市の責任において、その長は私ですから、物事をなすときには、ほとんどの場合が予算的な措置が生じます。お金が伴います。ですから、市長がその政治的決断をもって物事をなすときには、市長の責任においてそれは決する。

しかしながら、その行政行為を行う予算行為、予算ですね。これについては、しっかりと議会のほうに御説明を申し上げて、皆様に議員の方々として御説明申し上げて、そして御審議の上、御議決を賜った上で私は物事を執行したいというふうに考えております。

ですから、先ほど専決処分のことをおっしゃいましたけれども、市長というのは大きな権限を持っておりますから、専決処分、私のみずからの判断で議会にお諮りをせず予算を執行して、後日そのことを報告するという道もありますけれども、私は地方自治体の二元代表制というのを非常に重んじております。これは法律に基づくものですから、私の執行権に対してこの予算措置が伴うことですから、今回も

きっちりとこの補正予算で議員の方々にそれをお示しをして、どうか御理解を賜りたいということをおっしゃるわけですが、何か矛盾がありますか。

議長（秋山哲朗君） 河本議員。

10番（河本芳久君） やはり予算については、市民の代表としてそれを受当な執行として認めるかどうかは、やはり議会が判断すること。だから、そういう意味で河村議員は、やはり重要な裁判にかかわることは、一応控訴する前に一言議会で報告なり、お諮り、諮ることはなくても、そういったことは説明する必要があるんじゃないかと言われた。こういう質問に対して、市長は私の責任と、こう一言で言われたので、それだけの市長の責任は、じゃあどうぞ重たいが、勝ってくださいと、こういう私は発言をしたと思います。

そういう意味で、市が当然ひとつこれから控訴されて、裁判で新たな証拠と法に基づいて裁判官が判断することですから、中身については私はわかりませんが、ぜひ市民としては、控訴した以上はそれだけの成果がないと、私は市民に申しわけない。そういう意味で、今こういう内容については、一言市長の姿勢を正していこうと、こういうので発言したんです。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 私のしゃべったこととか行動を正したというふうにおっしゃいましたけれども、じゃあ私のほうからお伺いをしたいけれども、先ほど申し上げたでしょう。私はこの9月議会で提案説明でもきちっと説明をさせていただいておる、この訴訟については。その他のときにも、一般質問等を通じてちゃんと説明をさせていただいておるんですよ、この議場で。この議場ですよ、公の場ですよ。これで不足ということをおっしゃるわけですか。

じゃあ、密室であなたに私が説明をしなくちゃいけないということですか。市民の前でMYTを通じて、きっちりこの公の場で説明をしてきておることが、不足ということをおっしゃりたいということですか。それをまずお伺いしたい。

議長（秋山哲朗君） 河本議員。

10番（河本芳久君） 我々は相談を受ける立場でございませぬ。いわゆる決定をしてくださいとあって、このいわゆる議案を提出されたので、市長の意図は一応わかりましたので、私たちが今度は判断して、私自身が賛成するかどうかわかりませ



んが、私としては提案されたことについては、一応市が原告としてこれから裁判を争うわけですから、当然これは認めるべきであると、私の考えはそこに帰結するわけです。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） いや、ですから、先ほどから御質問の段階で言われて、正しただと言われたことと今話が変わっておりますけれども、いいですか、この行政的な執行権というのは市長にございます。しかし、物事を執行する上においてはお金がかかります。ですから、そのことを議会にお諮りをして、この執行件に対してチェックをしてもらうのがこの議会の制度ですよ。でしょう。ですから、きちんと今回も議案として提案をさせていただいてやっておるわけです。

ですから、冒頭あなたが申されたことは、その前の段階で相談がないじゃないかと、河村議員もそういう質問をしたのに、相談なかったと、そういうふうな言い方だったでしょう。それが、この議会民主制度にそぐうかどうかということは、このMYTを通じて見ておられる市民の方々は、どういうふうに御判断されるかお考えですか。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） この配食サービスの件なんです、一つは美祿市が合併する以前の前市長に対して本来行われたもので、それを現市長は先日の8月の判決を受けて、さらに精査されて控訴されるということで、少なくともこの時系列でいきますと、9月の開会の経過の中で、市長は議会に何らかの形で報告が既になされてるんですね。

ただし、市長がそのとき言われたのは、控訴するためには、控訴する新たな事実を含めて弁護士が検討中であるということで、弁護士の検討、判断を待って控訴するかしないかは、市長の責任で私が判断したいという答弁であったと思うんですね。

そこで一番大事なのは、私は河本議員の質問の仕方が何か恣意的に、何かを意図するような思惑を持ってやりよるよう感じられるんです。市民の代表、市民の代表って言われるけど、例えば日本全国いっぱいあるんですけど、あちこちで私は決して村田市長は好きじゃないんです。ところが、好きじゃないから、嫌がらせの訴

訟は起こそうと思えば、いくらでも起こすことができる。

今日本全国で弁護士が余って、暇で暇でやれないと。だから、東京に在住しちよった若い司法修士が終わって、弁護士が地方にどんどん来よる。その弁護士の、暇で仕事がない弁護士を安く使える状況はたくさんある。ですから、必要であれば市長だけではなく、嫌いな議員も含めて一市民と名乗って訴訟を起こすことはできる。嫌がらせですよ、起こすことはたくさん可能な状況にある。

それからもう一つは、この配食サービスは私は介護保険も含めて、当時前議会の旧美祢市議会で、積極的に勉強するように提案をして進めてきました。その中に、議員の方々のみならず、配食やヘルパーの派遣事業を地域で積極的に起こすべきだという発言を行い、決してそのヘルパーの派遣事業も含めて、収益はもうかる仕事ということじゃないですね。本来、ボランティアを込めた、含めてやらなければならないという内容を、私たちは実際に勉強してきて、それでその中で議員にかかわる企業も含めて、この当時お願いをするように配食サービスを始めたという記憶をはっきり覚えている。

この議場でも何度もそれをさらに地域の、美祢市の場合限られた事業所をお願いをするというふうな形で進めてきてます。

さきの判決を私と私を応援してくださる、私は平成18年に3,700の票をとって美祢市議会に送り込まれてる。3,700っていう票をとられたのは、私しかこの議会にはおらん。3,700を代表して言わせてもらうならば、あの判決そのものは不当な判決なんです。私に言わせれば事実をねじ曲げた不当な判決だという、私は堂々と主張することができます。それを嫌いな市長が積極的にやろうというんですから、陰ながら応援をしたいと思います。頑張ってください。（発言する者あり）よい、退場させ、退場。

議長（秋山哲朗君） ちょっと待ってください。傍聴席の方は、発言をしてもらっては困りますので、（「退場させんなあ」と呼ぶ者あり）気をつけていただきたいと思います。

そのほか質疑はありませんか。田邊議員。

14番（田邊諄祐君） つまらんことを聞くかもしれませんが、顧問弁護士料っていうのは幾らなんですか。

それと、この126万の内訳をわかれば教えていただきたいんですが。といいま

すのは、3年7ヶ月が裁判して、えらい31万ってたしか報告があったと思うんですけど、弁護士料が安いんでびっくりしてるんですけど、その辺の説明をちょっとお願いしたいんですけど。顧問弁護士がつけば、その人を利用した場合は非常に安くなるのか、その辺をちょっと教えてもらいたいんですけど。

それと、弁護士を当然顧問弁護士と、それから新しい弁護士を雇われるんだと思いますけど、その辺もひとつお願いします。

議長（秋山哲朗君） 倉重総務部次長。

総務部次長（倉重郁二君） 顧問弁護士料につきましては、一月5万円の消費税でございます。

それと、126万円の内訳ですかね、これは一応着手金になります。弁護士の委託料につきましては、平成16年3月31日までは弁護士報酬会規によりますが、廃止されました。16年4月1日からは弁護士報酬は自由化されて、弁護士の報酬に関する規定に沿い、各弁護士が自由に報酬を決めることとなっております。

この弁護士の報酬に係ります規定によりますと、弁護士の報酬は経済的利益、事案の難易、時間及び学力、その他の事情に照らして適正かつ妥当なものではないというふうに規定してありますんで、それに基づきまして弁護士から出てきました着手金の額でございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 私が議場で発言をして、上からののしられたのは、この20年間初めてなんです。今後こういうことが済むんなら、私は上からほかの議員が質問しよるのを、上からののしりますよ。

議長（秋山哲朗君） いや、南口議員。（発言する者あり）南口議員、それによって今私も注意しておりますので。

21番（南口彰夫君） いや、注意じゃないっちゃ。注意して済むんじやったら、私はなんぼでも子供のころから小学校、中学校でね、注意ばかりされちよるけどじゃね、ルールというものがある。ルールを守らなければならないと言ってる。

それから、今度の控訴もそうなんですけど、中学校のときにこれだけは習うたんじやけど、裁判ちゅうのは一審、二審、三審があって、それで不服であれば控訴して、三審で初めて最高裁で出た判決が確定するんです。ですから、まだ控訴中である以

上は、係争するということは、市であろうが個人であろうが、当然その与えられた固有の権利なんです。その権利はきちんと保障すべきだという立場なんです。

それから、再度もう一度繰り返しますが、私がここで本会議場で私は選挙で選ばれてここに来ておる。選挙で選ばれたから来ちよる。残念ながら6回選挙があったけども、1回も落ちんのですいね。それで選ばれて来ちよる。

ところが、傍聴人は単なる住所と名前書いて上に上がって、その私に対して上からののしるような発言が堂々となされる。こんなばかなことはないですよ、美祢市議会で。ということが言いたい。

以上。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員、何か。

24番（竹岡昌治君） 今カメラどこまで映されたですか。上から私をにらみつけたのは映ってますか。こんな議会は初めてですよ。議長、適正な議会運営をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） とりあえず今まで私も20年間ここでやっておりますけども、傍聴席からの発言、そういう態度っていうのは余り見たことはありません。

皆さんのおかげで、5年目の議長を迎えておりますけども、初めてだと思っておりますので、厳重に注意を（発言する者あり）はい、ちゃんと手を挙げてちょっと言うてください。聞こえませんので。安富議員。

22番（安富法明君） 当然、傍聴規則なりを読まれた上で傍聴されてると思いますから、もう一度その辺のことを確認された上で、議長はしかるべき措置をとられたらいい。そういうふうに思います。退場していただいてもいいんじゃないですか。

議長（秋山哲朗君） この件につきましては、議会運営にもかかわることですので、会派代表者並びに議運を開きながら検討したいと思いますので、暫時休憩したいと思います。

午後2時51分休憩

.....

午後4時45分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

本日の会議時間は、会議規則第9条第2項の規定により、議事の都合により、あ

らかじめこれを延長いたします。

会議の傍聴に関して、美祢市議会のこの傍聴規則を遵守することが必要であります。美祢市議会の傍聴規則の第7条には、傍聴人の守るべき事項が記載されております。傍聴の際は、改めて御確認をお願いいたします。竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 今後ろにいらっしゃるか、いらっしゃらんか私はわかりません、この席では。わかりませんが、今議長は誰に傍聴のあれを守れっておっしゃったんだろうか。我々に対してなんですか、それとも傍聴人に対してなんですか。

議長（秋山哲朗君） 当然傍聴人です。

24番（竹岡昌治君） ならいらっしゃるわけですね。それなら、私が休憩前に申し上げたとおり、いわゆるのぞき込んでのらみつけは威嚇だと私は思っています。従って、今いらっしゃるならば、今後そういう行為はやめていただきたい。でなかったら、この本会議場で自由闊達な議論はできんと思いますよ。上からにらんだり、コントロールしたりするようなやり方はやめていただきたいということを申し入れて、いらっしゃるんですか、いらっしゃらんのですか。

議長（秋山哲朗君） 今のところその方は、この傍聴席にはおられません。

24番（竹岡昌治君） いや、ただきょう午後のこの傍聴は、美祢市大嶺町東分2616の2、坪井康男さん、もしこの方でなかったら、私深くおわびしますが、この方しか傍聴がないんですよ。だから、いらっしゃるならちゃんとはっきり言うてください。いらっしゃらないんなら、今議長が言われたことは、なんか我々に言われたような気がしてならんのですけど、その辺はどうなんでしょうか。

議長（秋山哲朗君） あくまでも先ほどの時間帯にそういった行為があったのは事実でありますので、改めてこのメディアを通じて私のほうから発言をさせていただきました。

24番（竹岡昌治君） わかりました。じゃあ、このメディアを通じて申し伝えると、こういうことですね。

議長（秋山哲朗君） はい、そうです。

24番（竹岡昌治君） じゃあ、今後傍聴されて、そうした威嚇行為だとかされる場合は、もう即退場と、こういうことですね。

議長（秋山哲朗君） はい、そういうことになるかと思えます。

24番（竹岡昌治君） はい、わかりました。

議長（秋山哲朗君） そのほか、議員の皆さんよろしいですか。（発言する者あり）

大変失礼いたしました。先ほど途中までいっておったようでございますけども、なかなかつながりませんので、初めからやらさせていただきます。

日程第12、議案第27号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第8号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第27号は、所管の委員会へ付託いたします。

この際、暫時休憩をいたします。この間に、議員の皆さんは建設観光委員会、総務企業委員会の開催をお願いいたします。

午後4時49分休憩

.....  
午後5時45分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第12、議案第27号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本件に関し、建設観光委員長の報告を求めます。建設観光委員長。

〔建設観光委員長 馬屋原眞一君 登壇〕

建設観光委員長（馬屋原眞一君） 只今より建設観光委員会の委員長報告を申し上げます。

本日、本委員会に付託されました議案第27号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第8号）につきまして、委員全員出席のもと審査をいたしましたので、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

執行部より款消防費、項消防費、目非常備消防費の負担金及び交付金を2,280万円計上しています。これは、東日本大震災による消防団員の死者、行方不明者が9月7日現在で253人にのぼっており、その多くが公務中であったため、当該団員の属する市町村は、確実な公務災害補償を行う必要があります。その災害補償金の財源を確保するため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が一部改正され、8月10日に公布・施行されました。

改正内容につきましては、平成23年度に限り、市町村の消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金が、団員1人当たり1,900円から2万4,700円に引き上げられ、引き上げ額は団員1人当たり2万2,800円であります。今回の補正は、引き上げ額2万2,800円の美祢市消防団員の条例定数1,000人分ということで、2,280万円の負担金として支出するものであります。

なお、この政令改正に係る市の負担増につきましては、全額特別交付税により措置されることとなっておりますとの説明がありました。

本案に対するさしたる質疑、意見はなく、慎重審査、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、建設観光委員長報告を終わります。

〔建設観光委員長 馬屋原眞一君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 建設観光委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、建設観光委員長の報告を終わります。

続いて、総務企業委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 安富法明君 登壇〕

総務企業委員長（安富法明君） それでは、只今より総務企業委員会の委員長報告を申し上げます。

本日、本委員会に付託をされました議案第27号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第8号）につきまして、出席者8名、欠席1名で審査をいたしましたので、その審査の経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

執行部より、総務管理費の一般管理費において、訴訟にかかわる弁護士委託料として81万7,000円を補正するものであり、これは配食サービスに関する訴訟にかかわる経費で、内訳として食器の目的外使用に関する訴訟については、判決が確定したことから、成功報酬等として34万円を計上しております。

次に、配食サービス委託料の過払いに関する事件については、広島高等裁判所に控訴したことから、これにかかわる経費として147万7,000円を計上し、合わせて総額181万7,000円となりますが、当初予算で100万円の予算措置がありますので、差し引き81万7,000円を補正するものです。

また、歳入として普通交付税で81万7,000円を計上しておりますとの説明

がありました。

主な質疑でございますが、委員より、内訳として着手金の126万円、実費として21万7,000円の報告がありましたが、裁判で勝訴した場合、この経費は戻ってきますか、お伺いしたいとの問いに対し、執行部より、現在係争中でありまして、判決も出ておりません。その後、上告等も考えられますので、現段階ではお答えができませんとの答弁がありました。

本案に対する意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決をされました。

以上をもちまして、総務企業委員長報告を終わります。

〔総務企業委員長 安富法明君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

これより議案第27号の討論、採決に入ります。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第27号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件はすべて終了いたしました。

これにて平成23年（発言する者あり）徳並議員。

23番（徳並伍朗君） 決算審査特別委員会の委員長もきょうで終わりました、無事務めを果たせたかなというふうに思っておりますが、このたびの議会を経験いたしまして、いろいろと議員のほうも反省をすることがあるんじゃないかなというふうに思っております。

人の名前は言えませんが、議案が出た議案に反対してもいいんですけど、名前は言いませんけど、こういう発言でした。話によりますと、大嶺中学校も何か



新しくされるそうですけど、今年度ですか。村田市長及び執行部と議長に議案を出してるんです。非常に恥ずかしい発言ですね。やっぱりTPOといいますか、タイム・プレイス・オケーション、時と場合と状況、それを今は何をすべきかということを考えてやっていただきたいというふうに思います。

この予算審査特別委員会も、決算特別委員会もそうですけれども、今何かそうせんと、市民の方々が何をしよるんかというふうに思っております。それをお願いしたいというふうに思っておりますので、ついでにといいますか、もう一つ、もう一件、二件話をさせていただきますが、常任委員会と本委員会の本会議場での関係でございますけれど、常任委員会で賛成をし、本会議場で反対をするというのはおかしいんです。一時不再議というものを全く考えてない。よその議会でしたら懲罰ものです。これを堂々とやられる。

私はね、馬屋原建設観光委員長が一番若い議員です。本気で佐々木委員長の後を頑張ってやられたんですが、慎重審議やったってですよ、その結果本会議場でちょっと変わったんじゃ慎重審議になりません。やはり委員長に対して申しわけない。もし変えるのであれば、事前に委員長に話をするなり、議長に話をするなり、了承を得て変えていただきたい。これもおかしいというふうに思っておりますけれど、それもおかしいと思いますが、最低限度このたびのように常任委員会で賛成をし、本会議場で反対をするというようなことにならないように、お願いをしたいというふうに思っております。

それから、もう一件であります。議会は公平公正、議員の発言も公平公正でなければいけません。それで、一言ちょっと読ませていただきますが、お名前は伏せます。それから、この議員必携の中には、何々議員の言われたようなところには言及しておりません。議会に調査権が与えられているのは、執行機関が住民の福祉増進のため、適切な事務処理をしているか、その実態や真相を把握して、もし違法や不適切な事実があれば、その原因を究明して、それを是正改善することが必要。改善する方策が何であるかを見出し、是正改善させる一つの行政に対する意見なり提言、これが調査権としての範囲であり、これが行政必携というふうに言われております。

しかし、その行政必携の前には何があるか、いいですか、例えば、ある工事の請負契約締結に当たって、入札事務に不正があったとか、あるいは工事の施工に落ち

度があって、適正でなかったとかで住民の間で政治問題化してるような場合などが考えられる。工事関係の調査の場合は、工事請負業者はもちろん、契約担当職員その他、関係職員、他の関係事業者などを必要に応じて出頭させて、証言させることになるだろうというふうに書いてありますが、何の意図があって福祉のことだけ言われたか知りません。恐らくその前の百条委員会を見たときには、それを見たとき、市民の皆さん方は何で百条委員会をやるのかと思われるというふうに思ってます。やはりTPO、この百条委員会は何をしてるのかということを引ききり肝に銘じてやるべきじゃないかなというふうに思っております。

ですから、ぜひとも今後そういう議会にしていっていただきたいというふうをお願いをいたしまして、私の思いを言わせていただきました。今後ともよろしくお願ひいたします。

議長（秋山哲朗君） 只今徳並議員さんのほうから、当然あるべき姿の話を、議員たるものは何かということ言われたわけでございます。お互いがお互いを身を引き締めながら、切磋琢磨しなくちゃいけないと思ひますし、改めましてこの3月24日に議会の基本条例というものができておりますので、これが最高規範であります。しっかりお互い守って、議会運営に当たっていきたく思ひますので、皆様方の御協力をよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件はすべて終了いたしました。

これにて、平成23年第3回美祢市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

午後5時59分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年10月21日

美祿市議会議長

秋山哲朗

会議録署名議員

原田茂

”

村口健二